

令和 2 年度府中市協働事業評価結果及び
令和 4 年度提案型協働事業選考結果並びに
府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて
(答申)

令和 3 年 9 月
府中市市民協働推進会議

はじめに

府中市市民協働推進会議（以下「当会議」と言います。）は、令和3年5月28日付けで、高野市長から、「市民協働の推進に関する基本方針の見直しを行うこと」、「市民協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うこと」、「協働事業提案制度に基づく協働事業の選定を行うこと」及び「その他市民協働の推進に関し、市長が必要と認めること」の4点について検討を行い、令和3年9月30日までに答申するよう、諮問を受けました。

今年度は、「市民協働の推進に関する基本方針の見直し」について、重点的に議論するとともに、令和2年度の協働事業の評価として、提案型協働事業2事業を対象に実施し、令和4年度の提案型協働事業について選考を行いました。

平成26年5月に府中市市民協働の推進に関する基本方針が策定されて以降、この8年で、府中市の協働を取り巻く環境は大幅に変化しています。平成29年には市民活動センター「プラッツ」が開設され、市民活動や協働の拠点施設としての機能を果たしてきました。

また、地域社会におけるSDGsの取組や企業のCSR活動の高まりといった協働への追い風がある一方で、豪雨を始めとする自然災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大といった、不測の事態も発生しています。

これらの複雑・多様化する地域課題に対応すべく、当会議では、これまで培ってきた協働の成果を踏まえ、多様な主体として協働に携わる人々の礎となり、今後の府中市における協働の更なる発展につながるよう、活発に意見を交わし検討を重ねてきました。

ここに当会議における検討結果について、答申として提出させていただきます。

この答申が協働事業の質を更に向上させ、「協働によるまちづくり」に資することはもとより、「市民協働都市」の実現につながることを期待します。

府中市市民協働推進会議
会 長 藤 江 昌 嗣
副会長 青 山 亨
委 員 大 島 雅 章
同 岡 本 彰 子
同 小 林 広 和
同 隆 宗 男
同 田 中 研 二
同 藤 間 利 明
同 丸 山 美 佳
同 森 村 彩 代
同 山 岡 法 次

目次

I	令和2年度府中市協働事業評価について	1
1	今年度の評価に当たって（評価の視点）.....	1
2	個別評価を通して共通して感じられたこと（総論）.....	1
3	個別事業について（各論）.....	3
II	令和4年度提案型協働事業の選考結果について	5
1	協働事業提案制度について.....	5
2	協働事業提案制度のながれ.....	5
3	令和4年度提案型協働事業の傾向について.....	5
4	今後の協働事業提案制度について.....	5
5	令和4年度提案型協働事業 選定結果.....	6
III	府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて	8
	第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的.....	9
	第2章 市民協働の定義と主体.....	11
	第3章 市民協働における役割分担と効果.....	14
	第4章 市民協働の手法と形態.....	17
	第5章 府中市が目指す市民協働の姿と今後の方向性.....	21
	用語集.....	26
	府中市市民協働推進会議における主な意見.....	28
IV	参考資料	32
1	府中市市民協働推進会議規則.....	32
2	府中市市民協働推進会議委員名簿.....	34
3	府中市市民協働推進会議検討経過.....	35
4	府中市協働事業等評価制度実施基準.....	36
5	評価シート（様式）.....	38
6	府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱.....	43
7	提案型協働事業審査基準.....	46

I 令和2年度府中市協働事業評価結果について

1 今年度の評価に当たって（評価の視点）

今年度は、提案型協働事業2事業について評価を行いました。

評価に当たっては、事業の結果だけではなく、協働の視点を意識して円滑に遂行できたか、特に、目的やゴールイメージの共有ができていないか、協働による相乗効果が発揮されているかといった点を意識しました。

お互いが尊重し合い、役割や強みを理解するとともに、目的を共有し同じ方向を向いて事業を進めることで、協働事業としての相乗効果が生まれ、大きな事業成果につながることから、役割分担を事前に明確にし、特に市の他部署との連携を図るなど、双方の強みをいかした協働事業となるよう積極的に取り組むことで、協働事業の更なる発展につながるよう、当会議として提案します。

2 個別評価を通して共通して感じられたこと（総論）

相互評価シート及び市民・市担当課とのヒアリングを経て、全体に共通して見えてきた点は次のとおりです。

(1) 事業について

協働事業の実施に当たっては、「協働の意識」とともに、「目的共有の原則」や「相互理解の原則」が協働の原則の中でも特に重要であり、そのことを実感する評価結果となりました。事業内容だけではなく、その先にある目的を常に意識する必要があり、密にコミュニケーションを取り、目的共有と相互理解をしっかりと行ったうえで、双方の強みをいかして取り組んでいくことが重要です。

提案型協働事業には、市民の自由な発想に基づき提案いただく「市民提案型協働事業」と、市が定めたテーマに基づき事業を提案いただく「行政提案型協働事業」の2種類があり、令和2年度に実施した市民提案型1事業、行政提案型1事業の評価を行いました。

今回の評価では、2事業ともにA評価としました。

両事業において評価できるのは、目的の共有や相互理解ができており、新型コロナウイルスにより事業が当初の予定通りにはいかない中でも、お互いに協力して、できる限りのことに柔軟に取り組んでいました。

一方、事業実施にあたり、役割分担については事前の調整が不足していたため、負担に偏りがあったことから、役割分担を明確にする必要があると感じました。

また、今後の展望について、市の他部署との連携など、様々な主体間との連携を図るとともに、双方が連携して成果物の活用方法や事業の発展性を検討することで、更なる発展が期待できると感じました。

(2) 次年度に向けて

事業実施者である団体や市が、評価結果を受けて新たな気づきや協働の意識の再確認につながり、より前進して取り組めるよう、引き続き「協働事業等評価制度」の改善を検討してまいります。

特に、第三者評価シートの項目「3 協働の視点について」に関しては、補助や委託など、協働の形態が明確であると分かりやすいと感じたことから、改善にあたっての検討事項として提案します。

当会議としては、評価を受けた事業実施者が、より一層協働の視点や協働の成果を意識できるものとなり、更なる事業の発展の一助となることを期待します。

3 個別事業について（各論）

当会議におけるヒアリングを踏まえた、個別事業の評価結果は次のとおりです。

(1) 市民提案型協働事業

第3号様式	
府中市協働事業 第三者評価シート	
事業名称	中学生と大学生が学び合うアクティブラーニングプログラム【FASS】 Fuchu Active Learning Program Sharing for Students
事業実施者	NPO法人地域教育ネット・NPO法人府中市民活動支援センター・教育部指導室
事業目的	中学生の自己肯定感や学習意欲の育成と居場所の提供
事業内容	・家庭での学習環境が整っていない子どもに対し場所を提供する ・家庭でのネット環境が整っていない子どもに対しタブレット等の使用の機会を提供する。
事業目標	中学生の自己肯定感の育成・サードプレイスの確保、大学生の教育実践現場の確保、市内地域資源の活用、人材育成、波及的な地域活性化など
1 評価結論	A:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるが、課題への対応など一部改善することで、更なる発展が期待できる。 コロナ禍において、当初の事業計画とは変更になったが、環境の変化に合わせ、市と市民が協力して柔軟に対応しており、非常に評価できる。 また、事業の背景にある課題やコロナ禍で生じた課題に対応するため、関係団体や市の他部署と連携・協力していくことで、更なる発展に期待ができる。
2 事業について	当初の事業計画とは変更になったが、当初からの目的は一貫しており、コロナ禍の学習に関する直近の課題に双方が協力して、柔軟に対応している点が評価できる。
3 協働の視点について	コロナ禍において、情報共有をしっかりと行うことで目的共有や相互理解ができており、環境の変化に応じて関係者と意思疎通を図りながら柔軟に対応できている。 また、役割分担をより一層明確にし、特に市の他部署と連携するなど、行政の強みをより一層いかすことで、更なる相乗効果が期待できる。
4 今後の展望や様々な主体間との連携	本事業の背景には「子どもの貧困」のほか、コロナ禍において浮きぼりになった「情報リテラシー格差」という新たな課題があるため、本当に支援を必要とする家庭・子どもへ支援が行き届くよう、行政、関係団体等と連携を深め、市内拠点の増加等による市内広域での学習支援への発展を期待する。
【評価結論】	S:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるなど、協働事業として優れており、更なる発展が期待できる。 A:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるが、課題への対応など一部改善することで、更なる発展が期待できる。 B:協働の原則に基づき取り組んでいるが、一部又は一方に理解のずれがあるため、より一層意識して協働事業に取り組むなど、一部改善の必要がある。 C:協働事業としての認識が、一部又は一方に不足しているため、協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。 D:事業目的、協働の必要性、相互理解及び情報共有・課題の共有ができておらず、協働事業としては不十分であるため、協働事業として取り組む必要があるかなど、再度検討する必要がある。

(2) 行政提案型協働事業

第3号様式	
府中市協働事業 第三者評価シート	
事業名称	行政提案型協働事業「みんなで作ろうバリアフリーマップ」
事業実施者	act634府中／地域福祉推進課
事業目的	高齢者や障害のある人を含む市民の意見、要望を取り入れることにより、必要な方々が使いやすく、役に立つバリアフリーマップを作成することで、連携・協働で進める福祉のまちづくりを推進する。
事業内容	バリアフリーマップの作成
事業目標	心のバリアフリーの啓発、バリアフリーマップの作成
1 評価結論	<p>A:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるが、課題への対応など一部改善することで、更なる発展が期待できる。</p> <p>多様な視点で作るバリアフリーマップという目的が果たせており、丁寧な事業プロセスを経て、包括的なすばらしいマップが作成されている。 市と市民の取り組み方、役割分担に改善の余地はあるが、完成したマップの今後の活用や事業展開について話し合うことで、更なる発展が期待できる。 また、マップ作成を終着点にせず、バリアフリーの考え方を普及することで、心のバリアフリー向上に期待する。</p>
2 事業について	市民、IT・地図の専門家など、多様な主体が関わり、利用者目線で作られた、完成度の高い作品である。この事業の成果が障害が身近ではない人たちにも伝わることを期待する。
3 協働の視点について	当事者、市民目線を加えて、多様な主体を巻き込みながら丁寧に事業を進めている点が、協働事業として評価できる。一方、市と市民の負担感の偏りが見受けられたため、役割分担をより一層明確にすることで、お互いの強みをいかした更なる相乗効果が期待できる。
4 今後の展望や様々な主体間との連携	「心のバリアフリー」のために今後どうしていくかが重要であるため、成果物の更なる活用方法を検討するとともに、市の他部署や、鉄道事業者、商店街など多様な主体と連携し、配架だけではなく、該当エリアの掲示にいかすなどの工夫をすることで心のバリアフリー向上をはじめとした更なる発展が期待できる。
【評価結論】	<p>S:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるなど、協働事業として優れており、更なる発展が期待できる。</p> <p>A:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるが、課題への対応など一部改善することで、更なる発展が期待できる。</p> <p>B:協働の原則に基づき取り組んでいるが、一部又は一方に理解のずれがあるため、より一層意識して協働事業に取り組むなど、一部改善の必要がある。</p> <p>C:協働事業としての認識が、一部又は一方に不足しているため、協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。</p> <p>D:事業目的、協働の必要性、相互理解及び情報共有・課題の共有ができておらず、協働事業としては不十分であるため、協働事業として取り組む必要性があるかなど、再度検討する必要がある。</p>

II 令和4年度提案型協働事業の選考結果について

1 協働事業提案制度について

協働事業提案制度は、市民のアイデアやノウハウをいかした事業の提案を募集し、市民と市が協働で事業を実施することで、地域課題の解決を目指すための制度です。

この協働事業提案制度は、市民提案型協働事業と行政提案型協働事業があり、市民提案型協働事業は、市民の自由な発想に基づき、協働事業を市に対して提案できるもので、行政提案型協働事業は、市が地域課題として掲げるテーマに基づき、協働事業を市に対して提案できるものです。

2 協働事業提案制度のながれ

令和4年度の提案型協働事業については、令和3年5月11日から6月10日までを事前相談期間、6月17日を提案書提出期間とし、最終的に、市民提案型協働事業2事業、行政提案型協働事業2事業のご提案をいただきました。

令和3年8月5日に公開プレゼンテーションを実施し、提案団体及び市担当課によるプレゼンテーションと質疑応答を行い、その後、当会議の委員で構成する「提案型協働事業選考部会（以下「部会」といいます。）」と府中市職員で構成する「市民協働推進委員会」との意見交換を経て、部会において審査会を実施しました。

審査においては、提案内容、事業の妥当性、事業成果、協働の必要性、実現可能性を踏まえ、令和4年度は4事業を採択しました。

そして、部会案を当会議において審議し、令和4年度提案型協働事業の選考結果としました。

3 令和4年度提案型協働事業の傾向について

採択となった事業については、地域課題や市民ニーズの分析がされており、市内に広く効果が期待できるとともに、協働の必要性が高い事業で、達成しようとする目標や成果が明確でした。

協働で事業を行うに当たっては、相互理解を深め、それぞれの強みをいかし合い、協働による相乗効果や波及効果を得るとともに、事業の継続性や発展性を意識しながら事業を進めることを期待します。

4 今後の協働事業提案制度について

協働事業提案制度については、平成30年度に2年間の事業提案ができるよう見直しが行われましたが、補助対象経費や制度活用後のフォローアップ等、更に見直しをする余地があります。今まで以上に制度が活用され、地域課題の解決につながるよう、更なる改善を期待します。

5 令和4年度提案型協働事業 選定結果

当会議が行った、令和4年度提案型協働事業選定結果については、次のとおりです。

■市民提案型協働事業

	事業名	団体名	市担当課	事業概要	選定結果	採択に当たっての付帯条件または不採択の理由等
1	ヤギがつなげるまちづくり	新町小のたっと	協働推進課	学校における動物の飼育管理を、地域や行政のリソースを活用し、地域コミュニティと連携し、継続して行うための基盤づくりを行う。ヤギ等の飼育体験やふれあい体験等を通じて、いろいろな人と交流する場や高齢者が参加しやすいコミュニティをつくる。	採択	<p>【採択理由】 「人と人とのふれあい」「人と動物とのふれあい」や、「ヤギのえさを市内から調達（SDGs）」、「コミュニティづくり」と多方面に効果が期待できる。</p> <p>【主な意見】 新町小学校にとどまらず、市内全小学校へと取組の輪が広がっていくことを期待している。 このような時期でもあるため、人とのコミュニケーションを創出する場がなかなか作れない課題がある中で、老若男女が関われる事業があることはよいことである。また、生き物を扱う事業であるため、必ず継続していただきたい。</p>
2	府中駅前スカイナードにおける市民参加の美化活動	act634 府中	道路課	スカイナードの良好な景観形成について、啓発を図ることを目的に、府中駅周辺の道路の清掃を市民参加で実施。 また、スカイナードに設置されている老朽化したプランターの植物の植え替え及び維持管理を市民が主体的に実施。	採択	<p>【採択理由】 「府中の表玄関を美化する」、「汚さない」という市民意識の醸成に期待できる。</p> <p>【主な意見】 「スカイナードクリーン大作戦」（一斉清掃）などの機会に大規模な広報を行い、参加意欲の喚起や、市民みんなできれいに保とうという意識が芽生えるきっかけになることを期待する。 市側には、今後、「表玄関」として、プランターなどの設備更新をはじめ、オブジェやモニュメントなどを設置して来訪者へ府中市からのメッセージを届けるなど、「道路としての管理」という旧来の固定観念からの脱却を期待する。</p>

■行政提案型協働事業

	事業名	団体名	市担当課	事業概要	選定結果	採択に当たっての付帯条件または不採択の理由等
1	ウィキペディアタウン in 府中	府中まちコム舎 ボーイスカウト府中第一団	図書館	府中市の事物等について調べ、調べた事実をウィキペディアの執筆・編集を通じて広く伝えることに興味のある市民を公募（想定10名程度）し、市内の事物等からウィキペディアに掲載する題材を選択し、まちあるきイベントを企画、図書館の資料や機能を活用しながらウィキペディア編集を行う。 まちあるきイベントとして令和5年3月に1日の日程でフィールドワークを実施、そこで得た知見をウィキペディアに反映させる。（想定20名程度）	条件付 採択	<p>【採択理由】 図書館リニューアルオープンイベントとして実施するにあたり、図書館のレファレンス機能や府中まちコム舎のICTの知識、ボーイスカウト府中第一団の府中での野外活動の経験等、各主体の得意分野をいかし合うことによる相乗効果や今後の継続性が期待できる。</p> <p>【付帯条件】 レファレンス機能をしっかりと伝えるイベントとすること。 参加者には、ウィキペディアの特性を理解した上で参加してもらうこと。 今後の利用増加につながるよう、SNSなどを最大限活用し、大きく発信すること。 誤った府中の記載がなされないよう、善処すること。</p> <p>【主な意見】 一過性のイベントではなく、図書館利用が継続的に増加していくよう取組を期待する。 成果物がそのままの状態を保てない懸念があるが、図書館は市民が利用する大事な場所なので、ぜひ市民に良さが伝わる事業にしていきたい。</p>
2	市内公園を活用したコミュニティガーデンの創出	act634 府中	公園緑地課	宮町中央公園をモデル公園としたコミュニティガーデン講座（ワークショップ）やお手入れ講座を行うことで、それぞれが住む地域の公園でも応用や活用できるスキルを市民が身につけ、将来的に各地で展開できるコーディネート力を持った人材を育成する。 また、市内にあるコミュニティガーデンや花壇づくりを行っている団体や個人等のネットワークづくりを行う。	採択	<p>【採択理由】 ワークショップの計画及び内容が一部不明確な点はあるが、市の課題解決の担い手づくりにつながる事業として期待できる。</p> <p>【主な意見】 府中は公園が多く、市だけで美化を維持するには限界があるため、市内の様々な地域で、公園の美化を維持することができる人材を育成することは必要である。 また、今後市内400か所もの公園にコミュニティガーデンを「横展開」していくには、他市で先駆的に実施されている『アダプトプログラム』などを参考として、市側の継続的できめ細かな支援が望まれる。</p> <p>※ アダプトプログラムとは、参加する市民や企業等の任意団体が公園の維持活動を行い、市がその活動を支援する制度です。身近な公園の清掃・除草や花壇づくりなどをボランティア活動として実施することで、美化意識の向上や公園への愛護心、また、地域コミュニティの形成などの効果が期待されます。</p>

Ⅲ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて

第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的

1 基本方針改定の経緯

府中市では、平成26年に「市民協働都市」を宣言し、市民（個人）、自治会・町内会、文化センター圏域コミュニティ協議会¹、自治会連合会、NPO²・ボランティア団体、教育機関、事業者、市が相互に連携・協力し、主体的にまちづくりに参画する、市民協働によるまちづくりを進めてきました。

平成29年には府中駅前に市民活動・協働の拠点施設として、市民活動センター「プラッツ」を開設し、協働に関する情報提供、普及啓発、担い手の育成及び相互交流等に努めた結果、令和3年4月現在、プラッツに登録する市民活動団体は450団体を超え、そこから、地域課題の解決に寄与する活動も生まれ始めています。

市民協働都市を宣言してからのこの8年で、協働の普及・啓発、推進のための計画策定、組織づくりなどの環境整備、基盤整備に努めてきた結果、従来から文化センターを拠点として、人と人との絆を大切に活動などして来た自治会・町内会やコミュニティ協議会、NPOなどの地域清掃や助け合い活動も、「協働」であり、協働が実は誰にとっても身近に存在するという理解が広がりました。

しかしながら、毎年市が実施している市政世論調査の結果では、「協働について知っている」と回答した市民の割合は57.1%であり、まだまだ満足できる結果ではありません。イベントや広報、SNS³などを通じ、協働が身近に感じられるよう発信方法を工夫していく必要があります。

併せて、新型コロナウイルスの感染拡大等により、子どもたちの体験機会の減少や、高齢者の運動能力減退の懸念など、新たな地域課題も生じており、行政を含め、単独の主体のみで地域課題を迅速に解決することが難しくなっています。今こそ、協働により地域課題が解決できるか否かで、自治体力が問われる時代なのではないでしょうか。

市民（個人）、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者など、個々の主体は高いスキルを持って活動しています。それらの力が有機的に結びつくことで、もっと迅速で、もっと効果的に課題解決に近づくことができます。また、SDGs⁴への取組など、教育機関や事業者においても社会貢献を行っているかどうかで評価が大きく異なる時代になっており、地域課題の解決に積極的に関わろうとしていることも追い風になっています。

そのため、見直し後の本基本方針においては、協働の主体と主体をつなぐ、中間支援組織やコーディネーターの育成に力を入れるとともに、プラッツを拠点にしている主体と、文化センターを拠点にしている主体、更には教育機関や事業者など、今まで協働に参画していなかった主体同士をつなぐ活動にも力を入れていきます。

第7次府中市総合計画の令和4年度からの8年間で、地域に協働事業があふれ、誰もが当たり前に関わり参画する府中市の実現を目指します。

2 基本方針を定める目的

誰にとっても心ゆたかに暮らせるまちを実現するために、市民（個人）、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者、市などの各主体同士が協働して課題解決にあたるため、協働関係を築くうえでの基本的な事項を基本方針として定め、府中市市民協働都市宣言に掲げるお互いの信頼関係のもとに協力し合い支え合うまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

第2章 市民協働の定義と主体

1 市民協働の必要性

少子高齢化による地域活動の担い手の高齢化・特定化や価値観の多様化・ライフスタイルの変化による近隣住民間のつながりの希薄化、それに伴う高齢者の見守りや社会的弱者に向けた支援の担い手の問題等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題もますます複雑化・多様化しています。

こうした状況においては、行政だけで、地域課題の解決や多様なニーズに応じた公共サービスを提供することは困難であるため、市民と行政が役割分担の下に、それぞれの能力を發揮しながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、それぞれの地域においては、従来から、自治会・町内会や NPO も活発に活動を行ってきましたが、複数の多様な主体が、それぞれの得意分野をいかし、連携して取り組むことで、単独では生み出せない効果を發揮することができ、市民は、多様なニーズに対応した質の高いサービスを受けることができます。

府中市においても、府中市総合計画に掲げる都市像を実現し、心ゆたかに暮らせるまちにしていくために、市民（個人）、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者等、地域に関わる全ての人々と市とが、これまで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいく市民協働が求められています。

2 市民協働の定義

(1) 市民の定義

この方針において「市民」とは、住民だけでなく、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体のほか、教育機関、事業者を含みます。ただし、他の主体と列記する場合などは、市民（個人）と表記します。

(2) 市民協働の定義

この方針において「協働」とは、「多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること」と定義します。なお、政治活動、選挙活動、宗教活動を主たる目的とするもの及び公益を害する活動は除きます。

上記の市民と協働の考え方に基づき、「市民協働」は、「市民と市との協働並びに市民同士の様々な主体間による協働」と定義します。

3 市民協働の原則

市民協働事業を実施する主体は、次の6つの原則を尊重して進める必要があります。

(1) 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識します。

(2) 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組みます。

(3) 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築きます。

(4) 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるよう、取組を進めます。

(5) 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証します。

(6) 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開します。

4 市民協働の主体

まちづくりに関わる地域の多様な主体が、市民協働の主体となりえます。府中市では、市民協働の主体を次のとおり位置づけます。

(1) 市民（個人）（市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人）

(2) 地縁型活動団体（自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等）

(3) 目的型活動団体（NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等）

(4) 教育機関（小・中学校、高等学校、専門学校、大学等）

(5) 事業者（企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人、事業者団体等）

(6) 市（行政）

協働の主体同士は対等な協力関係にあることから、協働事業を実施する主体として記述する場合は、行政の担い手である市も主体の一つとして位置付けます。

5 中間支援組織

中間支援組織とは、市民と市、又は市民同士を相互に媒介し、市民の自主的な課題解決を支援するため、市民のネットワーク化と交流促進、人材育成と研修、情報収集と提供、相談とコーディネート、活動支援と助成、調査研究又は政策提言等のいずれかの機能を有する組織を言います。

府中市において、主な中間支援組織としてプラットフォームがありますが、そのほかにも「4 市民協働の主体」に記載の全ての主体が上記いずれかの機能を有する場合には、中間支援組織の役割を担うことがあります。

第3章 市民協働における役割分担と効果

1 各主体の特性と役割分担

府中市において、今後、協働によるまちづくりをより効果的に進めていくためには、各主体が、改めて府中市の特徴やまちづくりにおける自らの役割を理解するとともに、それぞれの特性や専門性を十分に発揮することが重要です。その上で、ともに考え、汗を流し、一体となって取り組むことにより、「府中市らしい」協働が育まれていくと考えます。また、既存の協働の形に捉われず、官民連携にも積極的に取り組みます。

(1) 市民（個人）

市民は、当事者として地域の課題を見出すとともに、個々に培ってきた経験、知見、柔軟な発想力や機動力をいかすことにより、課題解決の担い手ともなり得ます。このため、自身がまちづくりの主役であることを理解し、「自分たちでできることを、自分たちでやってみる」ことから始め、さらには地域活動等にも積極的・主体的に関わり、自らの暮らしをより良いものとすることができます。また、実際に活動することに限らず、市民一人ひとりがまちに興味を持ち、活動している各主体を受容することも、市民ができる協働の一つです。

(2) 地縁型活動団体

自治会・町内会は、地域社会において、近隣住民間の親睦を深め、様々な問題に対処するなど、地域づくり・まちづくりに寄与してきました。特に府中市においては、コミュニティ協議会や自治会同士をつなぐ自治会連合会が果たしてきた役割は大きく、今後も協働のパートナーとして欠かせない存在です。近年では、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化等に関する地域課題が増えているため、地縁型活動団体との協働では、これらの課題に対し、地域住民の声を反映し、地域住民と一緒に解決に向けて取り組むことが可能です。地域課題を市民同士が助け合い、解決していくなど、市民による自治の充実に向けた基盤的な役割を担います。

(3) 目的型活動団体

府中市には、福祉・環境・教育等、様々なテーマを持って活動するNPO・ボランティア団体等があります。これらの団体は、社会の変化による新たな課題に対して、自発性、先駆性、専門性、機動性等をもって対応できるため、きめ細やかなサービスを提供できます。目的型活動団体との協働では、それぞれの団体が持つ専門性などの特性をいかして、ますます複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて迅速に取り組むことができます。自らの活動が果たす社会的意義を踏まえ、協働によるまちづくりを主体的に推進するとともに、広く市民に活動内容等を紹介し、参加の場や機会を提供します。

(4) 教育機関

市内には、高等学校や、国立大学など様々な教育機関があり、学生によるボランティア活動や地域貢献が盛んに行われ、地域の活性化に寄与しています。教育機関との協働では、SDGsの達成など複雑化・多様化する地域課題の解決に当たり、教育機関の有する専門知識をいかすことが有効です。地域社会を構成する一員として、専門知識の活用や学生等の事業協力、人材や施設等の資源の提供などにより、地域社会に貢献することができます。

(5) 事業者

事業者は、近年、「企業市民」と言われるようになるなど、地域社会における市民としてその役割と責任を果たすため、社会貢献活動や公益活動に力を入れています。また、SDGsの浸透により、事業者が、社会貢献活動や公益活動を自らの責務と捉える傾向が加速しています。地域課題を迅速かつ的確に解決するため、事業者との協働では、専門的技術や知識のほか、マーケティング力や情報発信力など、事業者が有する様々な資源の活用が期待されます。地域社会を構成する一員として、技術やノウハウ⁵等を活用した事業協力や人材や施設等の資源の提供などにより、地域社会に貢献することができます。

(6) 市（行政）

市は、市民が抱える課題を把握できるという特性をいかし、その課題を明確にし、適切に市民に発信することで、協働の各主体と解決すべき課題を共有します。各主体と連携し、効果的な行政運営に努め、市の各部署間の連携強化や各主体だけでは解決できない課題の解決に努めます。

2 中間支援組織の役割

各主体の間であって、相互の連携や情報交換、情報や技術・技能、ノウハウの提供、ネットワーク、コーディネートなどの機能を持ち、また、市に対しては、市民の立場を踏まえて政策提言等を行う役割を有します。

市民（個人）、自治会・町内会、NPO、教育機関、事業者等を媒介・ネットワーク化しつつ情報の交流のための場を創るには、中間支援組織がコミュニケーションの触媒の役割を果たすことが重要です。

3 市民協働の主な効果

協働を推進することにより、市民生活の向上に加えて、地域活動の活発化や市民の意識の向上をもたらし、地域力の向上や市のイメージの向上などが期待できます。また、各主体が、互いの特性をいかし合いながら連携・協力することによって、それぞれの主体にとって、次のような効果を生むことが期待できます。

(1) 市民（個人）

地域や社会の課題解決のため、自主的に地域活動などに取り組むことにより、新たな人との出会いが生まれ、生きがいつくりや自己実現の機会の拡大につながります。

また、多様化・複雑化するニーズに対応した、きめの細かいサービスを受けることができます。

(2) 地縁型活動団体

それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動や事業展開の場の機会の増大が期待できます。

(3) 目的型活動団体

役割に応じ、特性を発揮して協働に取り組むことにより、それぞれの団体の目標を効果的に達成することができます。また、団体同士のネットワークの形成が期待できます。

(4) 教育機関

教育機関と地域等によるネットワークが形成され、様々な主体が児童・生徒・学生等の教育に関わることにより、教育機関だけでは解決が難しい課題の解決につながります。また、SDGs教育の一環として、地域に愛着を持つ児童・生徒を育てる機会となるとともに、学生にSDGs活動を実践する機会を提供することが期待できます。

(5) 事業者

地域とのコミュニケーションが図られ、組織の活性化や地域ニーズの把握、新たなサービス提供のきっかけとなります。さらに、社会貢献活動を行うことでブランドイメージや企業の評判が向上し、従業員の育成や、ホスピタリティの向上といった効果も期待できます。

(6) 市（行政）

多様化・複雑化するニーズへの迅速かつ的確な対応や価値の高いサービスの提供が期待できます。

また、市民と一緒にあって、地域課題の解決に取り組むことで、市の事業や仕事の進め方を見直す機会になります。

第4章 市民協働の手法と形態

1 市民協働の形態

市民協働は、よりよいまちづくりのための「手段」であり、地域課題を正確につかみ、課題に対応した協働の形態を構想し、選択することが大切になります。

協働事業を実施するに当たっては、主体同士がそれぞれの特性を相互に理解した上で、どのような事業形態が互いの特性をいかし、より効率的に事業を進め、大きな効果を上げられるのかを考え、形態を選択する必要があります。

(1) 共催

事業やイベント等において、各主体がともに主催者となって行う形態です。

主体同士が対等の立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。また、お互いの役割分担や経費負担について明確にする必要があります。

(2) 実行委員会・協議会

個々の構成員の持つノウハウや各主体のネットワーク等をいかし、各主体で構成された実行委員会や協議会が主催者となって行う形態です。

地域の多様な主体の専門性やネットワーク、エネルギーが一つの取組に注がれ、単独ではできない、大規模なイベント等も実施できます。また、企画段階から協働することにより、お互いの責任分担や経費負担が明確になり、それを決めるための話し合いをすることで、情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。ただし、関わる人々が多いため、全員への的確な情報共有や、全員が責任感を持って進めることが必要です。

(3) 事業協力

主体のいずれかが主催者となる事業において、双方が資金・人材・物資・場所等を提供し、協力して事業を行う形態です。

話し合いの機会が増えることで、お互いの信頼関係が構築できるほか、双方の特性が発揮されます。継続的に事業を実施する場合は、定期的に事業の評価や振り返りを行うことが必要です。

(4) 委託

地域性、専門性、迅速性等、各主体が持っている特性をいかすことを目的に、主体の一方が実施している事業を、協働する意図を持った上で委託する形態です。

各主体の持つ特性が発揮されることで、創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。定期的に話し合いの場を設け、

事業の進捗状況や経費の収支状況とともに確認し合い、両者が同じ認識を持ち、事業を市民へ説明できるようにすることが必要です。

(5) 後援・協賛

各主体が行う公益性や先駆性のある事業に対して、主催主体を支援する形態です。

後援は、一般的には資金や物品、人材の支援はありませんが、市や市民が名を連ねることで、事業に対する関心や社会的信頼が高まり、活動への理解が深まることが期待されます。一方、協賛は、主体間の協議により、資金や物品、人材等の支援のほか、後援と同様の効果が期待できます。

(6) 補助

各主体が行う公益性の高い事業に対して、主体の一方が資金面で協力する形態です。

各主体の自主性・自立性及び市民目線のいかされた事業が実施されることにより、市民協働によるまちづくりに一歩近づくことができます。事業実施時は、定期的に話し合いの場を設け、資金面だけの関係とならないよう、お互いに事業の進捗状況や事業の目的を共有することが必要です。

(7) 政策形成過程への参画

市民（個人）や各主体の代表者が、アイデアや意見を市の施策に反映することを目的に、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

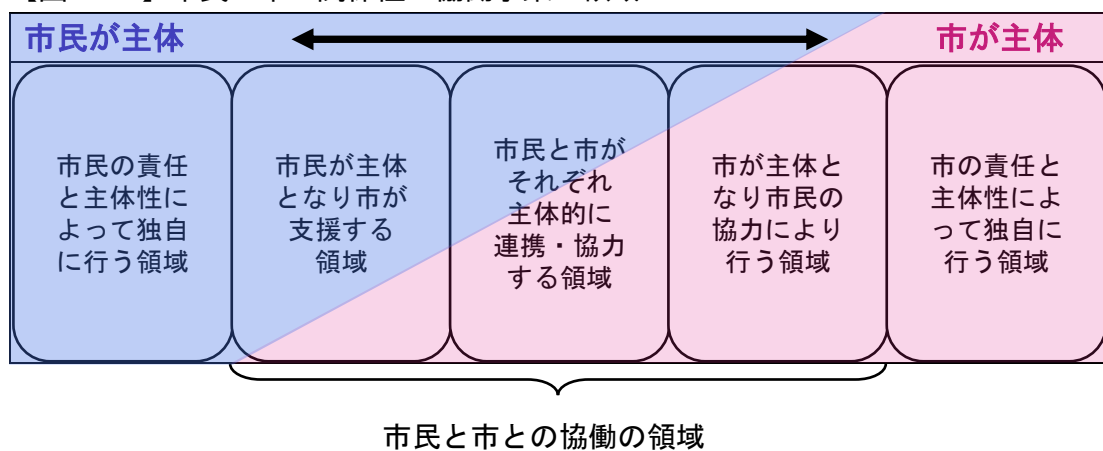
この形態をとることによって、地域の多様な主体の独創性ある発想や考え方を施策に取り込むことができます。また、市民（個人）も市政へ積極的に参画する意識が生まれるきっかけとなります。

2 市民と市との関係性と協働の領域

協働事業の実施を検討する際には、それぞれの活動と市との関係性も考慮する必要があります(下図4-1参照)。なお、それぞれが独自に行う領域から、市が独自に行う領域について、その境界は常に流動的であるため、事案ごとに検討することが重要です。

市民と市とが具体的に協働を進めるうえで、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用をするときには、その適正さを担保するために、社会的公共性、公費濫用の防止、情報公開について、特に留意する必要があります。

【図4-1】市民と市との関係性と協働事業の領域



※ は市民、 は市の、各事業における関与の程度を表しています。

3 市民と市との協働に適している事業

効果的に協働事業を行うためには、社会の変化や市民のニーズ等を踏まえ、事業そのものの協働への適性や協働によってもたらされる効果、また、協働の形態や活動領域などを総合的に検証することが重要です。

検証の結果、必ずしも協働に適さない場合もありますが、このような検証を行う「プロセス」が重要であることを、市と各主体が共通認識を持つことが大切です。

市民と市との協働に適していると考えられる事業として、次のような性質のものが想定されます。適性を有する事業については、更に協働により実施すべきか、効果等を検討し、総合的に判断します。

(1) 性質上の視点

- ア きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業
- イ 専門性・先駆性が求められる事業
- ウ 広く市民が参加することが求められる事業
- エ 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業

(2) 効果の視点

- ア 市民のニーズ（解決すべき地域課題）はあるか。
- イ 協働により地域課題を解決することについて効果が見込めるか。
- ウ 協働により各主体の特性がいかせるか。
- エ 総合計画や各種計画との整合性は取れているか。
- オ 経費は妥当か。

第5章 府中市が目指す市民協働の姿と今後の方向性

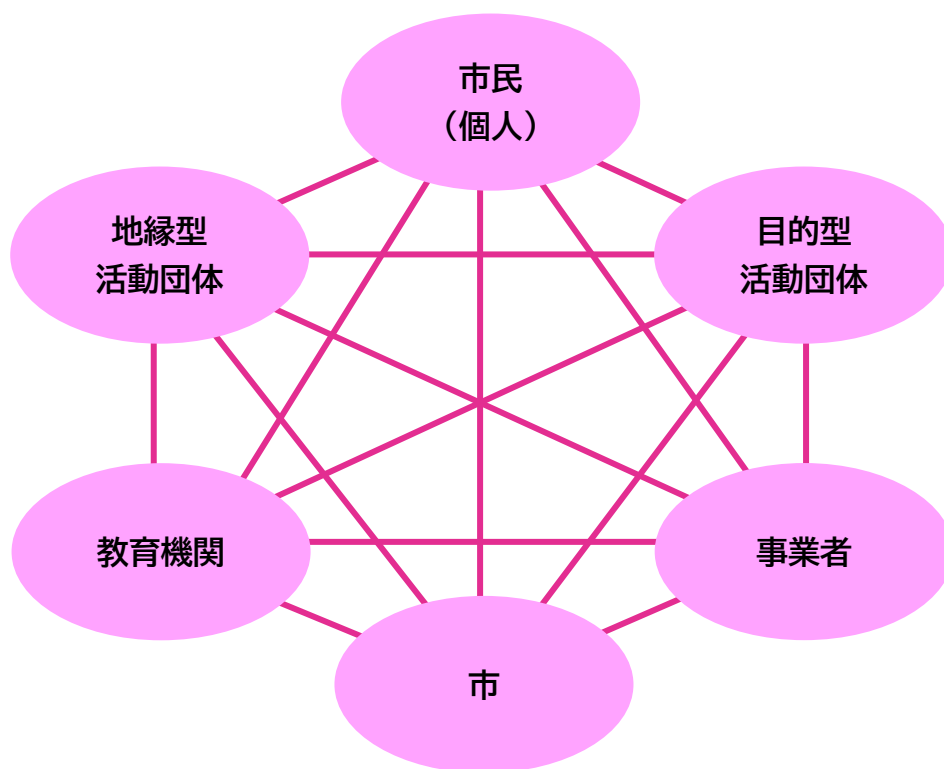
府中市らしい協働によるまちづくりに当たっては、取り組む課題や地域の特性によって、市民と市との協働だけではなく、例えばNPOと自治会、また、教育機関や事業者、あるいはこれらに市を含めた協働など、様々な主体間の協働の取組がますます重要になります。

各主体がそれぞれの持つ強みをいかし、連携・協力し合うことで、多くの市民が心ゆたかに暮らせるまちを創っていきます（下図5-1参照）。

様々な主体が、多様な組合せによって協働することで、更なる相乗効果が生まれ、複雑化・多様化する地域課題への解決に向けて、きめ細かく、柔軟に対応できる可能性が広がります。各主体の多様な組合せによって相乗効果が発揮できるよう、プラッツなどの中間支援組織が、主体同士をつなぐ役割を果たします（次ページ図5-2参照）。また、各主体が、中間支援の機能を担う場合もあります（次ページ図5-3参照）。

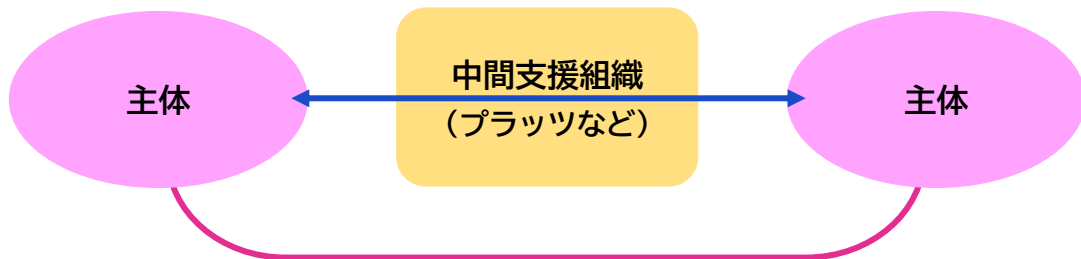
市民協働による府中市総合計画に掲げる都市像の実現

【図5-1】



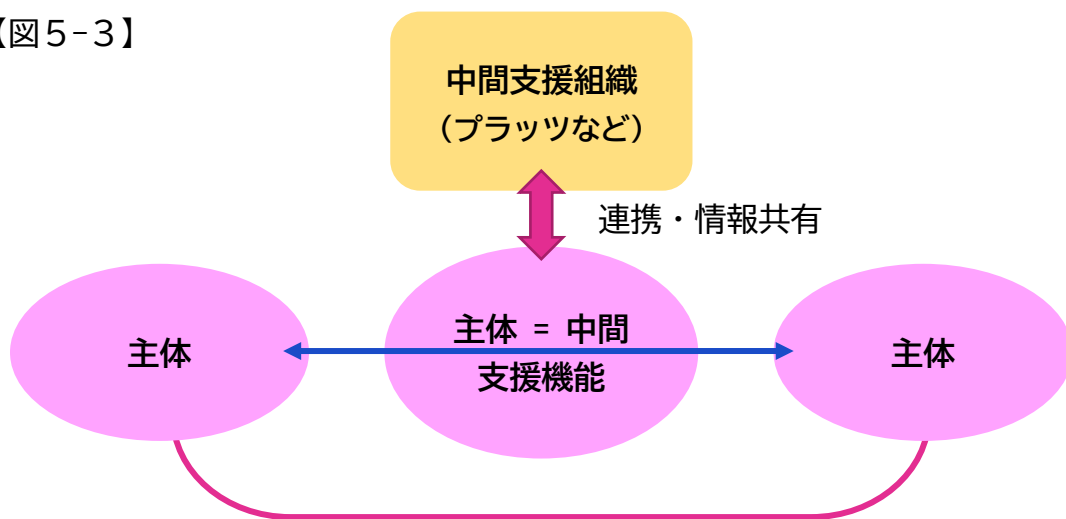
各主体が協働し、心ゆたかに暮らせるまちを実現します。

【図5-2】



中間支援組織は、主体同士をつなぐ役割を果たします。
※ただし、中間支援組織を通さなければ協働できないというものではありません。

【図5-3】



各主体が、中間支援の機能を担う場合もあります。

府中市における協働をさらに推進していくため、市は今後、以下について重点的に取り組んでいきます。

1 市民協働に関する効果的な意識啓発

市民一人ひとりが市民協働について理解を深めることができるよう、効果的な啓発やPR活動を展開します。

市民が、身近な協働事例を知り、協働の楽しさ、メリット、やりがい、必要性を感じることができるよう、市は、協働事例や成果をPRします。これにより、他人事感や協働の敷居の高さを払拭し、誰でも、すぐ近くに協働があることを実感できることを目指すとともに、やってみたいと思えるようなチャレンジする機会を提供します。

また、協働によるまちづくりを進めるためには、未来の協働の担い手となる若い世代にも、協働について興味を持ち、理解を深めてもらう必要があります。

若者がまちに興味をもったり協働について知ったりできる機会を創出し、未来の協働の担い手の育成を行います。

2 職員の協働に関する実践力の向上

職員研修や実践を通じて、市の職員の協働に関する理解と実践力の向上を図ります。

市が全庁横断的に協働に取り組む上で、研修により市の職員の協働に対する理解を深めることは必要不可欠です。人事異動、新規採用や定年退職等による職員の入れ替わりもあるため、定期的に研修を行い、知識を再確認し、ブラッシュアップしていく必要があります。また、研修で得た知識を実践でいかせるよう、課題解決に向けて、他の主体と課題を共有し、実践に繋げる取組も並行して進めていきます。

加えて、協働に不慣れな職員でも、どのように進めていけば、市民と市がWin-Winの関係になるかのポイントを記したマニュアルやフローチャートを作成するとともに、協働に関する契約や予算関係事務の整理を行うなど、職員が協働しやすい環境を整備します。

また、解決策を見出す際に、従来の固定観念にとらわれず、それらが社会にどのような影響や効果（インパクト）を与えるか考慮して解決までの道筋を立て、課題解決に取り組むことができる職員を育成します。

3 市民協働の拠点としての市民活動センタープラッツや文化センターの活用

市民活動や協働の拠点である市民活動センタープラッツや文化センターを活用し、市民主体のまちづくりを促進します。

府中市では、指定管理者制度⁶によりプラッツを運営しています。プラッツには、市民活動の場の提供、交流促進・ネットワーク構築、情報収集・提供、相談対応、学習機会の提供、協働の推進、助成事業、調査・研究、事業実施のための連携等の中間支援機能が充実しています。また、各社会課題に対応した、多くの市民活動団体がプラッツに登録しており、プラッツが、コミュニティ協議会などの地縁型活動団体との連携を仲介することで、双方に新しい気付きが生まれ、その事例を広く共有することにより、市民協働のネットワークが全市的に広がっていくことが期待されます。

また、各文化センター圏域内には、わがまち支えあい協議会⁷や子ども食堂⁸など、地域課題を解決する新しい活動が生まれています。従来から活動する団体と新しい団体がつながり、新たな協働が生まれるような、文化センターの活用を目指します。

更に、プラッツの運営する市民活動ポータルサイト「プラnet」を活用し、提供・協力したい市民と提供・協力してほしい市民とのマッチングや、市民と市とのマッチングを促進します。

4 多様な主体同士の連携の拡充

自治会、市民活動団体、NPO、教育機関、事業者等の多様な主体同士が連携し、地域課題を協働して解決する取組を推進します。

多様な主体同士の連携を進めるため、市民が各々目指している将来のビジョンや現在の活動内容とその進捗状況・特性などを共有し、理解し合えるよう、SNS 上での情報提供などを含めて知り合える機会を創出します。

また、地域課題を市民協働で解決するためには、まず、各主体が抱える課題を、他の主体と共有することが重要です。そうすることで、これまで単独では解決できなかった課題の解決策を持つ相手を見つける可能性が高くなります。このため、課題提示から解決策の検討、連携相手のマッチングなどができる地域課題解決のためのプラットフォーム⁹の整備を進めます。

さらに、府中市には、多くの活力に満ちた企業や大学等があります。このような CSR（企業の社会的責任）や SDGs の考えのもとに社会貢献活動に積極的に取り組む企業や大学等と連携協定を締結するなど、地域の課題解決のための協働を推進します。

5 市民協働を促進する環境の整備

市民協働が効果的・効率的に行えるよう、環境の整備を図ります。

社会情勢の変化に柔軟に対応するため、新たな協働の手法等を研究・活用します。

各主体が、より効果的・効率的に協働を行うことができるよう、協働の進め方やポイントなどを掲載したガイドブックの作成や、協働に関する講座の開催に取り組みます。

また、ICT¹⁰の進展など社会情勢の変化により、地域課題の解決策の選択肢が広がっています。そのため、既存の枠組みに捉われず、協働に関する様々な新しい理論や手法にあわせ、クラウドファンディング¹¹や寄附などの事業資金の確保策についても研究・活用します。

加えて、市民と市との協働をより一層推進するための仕組みを整備します。市が市民と協働する場合は、公平性・公正性の観点から、市の課題を公表し、その解決策を提案した主体と事業を実施するなど、なぜその相手と協働するのかを明確にします。

また、市民と市が地域課題の解決に向けて協働しやすい環境を整備するため、協働事業提案制度の改善を図るほか、市と各主体との協働関係を示す契約手続き等の整理を行うため、他市の事例を参考に、「協働契約¹²」の導入についても、検討していきます。

6 コーディネート機能の拡充

市民協働を推進し、各主体や地域資源をつなぎ、事業成果を高めるための助言を行う、協働のコーディネーターや中間支援組織を育成する等、協働に係るコーディネート機能を拡充します。

協働の推進に必要不可欠なコーディネート機能を充実するため、中間支援機能を有する主体を育成します。また、協働のコーディネート機能を拡充するため、プラッツにおいて市民向けの協働コーディネーター養成講座¹³を実施するとともに、市においても「全職員協働コーディネーター化計画」に取り組みます。協働の考え方や進め方を修得した職員を「協働サポーター（仮称）」として認定・配置することで、全職員が協働の担い手としての認識や知識、経験を共有し、コーディネート機能を果たせるように、計画的に取り組んでいきます。

7 市民協働の取組の進行管理と条例の検討

協働の取組を確実なものとするため、第7次府中市総合計画に掲げる市の全ての分野の事業が協働の視点・手法で取り組まれているかどうか、第7次府中市総合計画と連携しながら進行管理する方法を検討します。

また、今後の市民協働の取組をより一層推進していくために、条例の制定が必要であるかどうかについても引き続き検討を行います。

用語集

No.	該当ページ	用語	説明
1	9	コミュニティ協議会	各文化センター圏域で、自治会、シニアクラブ、婦人会、自主グループなどの地域団体から結成された協議会です。市との協働により、各文化センターで地域まつりや地域文化祭などのイベントを実施しています。
2	9	NPO	「NPO」とは「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。(内閣府NPOホームページより)
3	9	SNS	SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。(総務省ホームページより)
4	9	SDGs	SDGsは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。
5	15	ノウハウ	ある専門的な分野における技術や知識またはその蓄積、物事における方法や手順のことを言います。
6	24	指定管理者制度	地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業やNPO等を含む民間事業者等に委ねる制度です。
7	24	わがまち支えあい協議会	より身近な生活圏域で、地域住民や地域の様々な団体が地域の生活課題に気づき、共有し、共に解決していく仕組みです。現在、市内11か所の文化センター圏域ごとに、地域の皆さんが中心となって仕組みづくりを行っています。
8	24	子ども食堂	民間発の自主的・自発的な取組で、子どもやその親、及び地域の人達が無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを体験することができる社会活動です。府中市では、子ども食堂を実施している団体への支援を通して、市民との協働により推進しています。
9	24	プラットフォーム	システムやサービスの土台や基盤となる環境のことを言います。
10	25	ICT	ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。

No.	該当ページ	用語	説明
11	25	クラウドファンディング	クラウドファンディングとは、事業を実施する際などにインターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法をいいます。
12	25	協働契約	協働は、それ自体が目的ではなく、協働の相乗効果によって事業効果の向上を図り、地域課題や社会課題の解決につなげていくためのものです。そのためには、互いのルール等についての相互理解や、適切な役割分担、対等な関係性の確保などが重要です。「協働契約」は、こうした点について契約上明らかにすることで、互いに協働しやすい環境をつくっていくためのものです。
13	25	協働コーディネーター養成講座	協働についての考え方や事例、コーディネーターに必要な要素を、様々な視点から掘り下げ、「協働」の意識を府中に根付かせる講座です。受講後は、人材や組織等の地域資源をつなぐコーディネーター「つなぎすと府中」として活躍しています。

府中市市民協働推進会議における主な意見

府中市市民協働の推進に関する基本方針(改定案)の検討過程において、各委員から多様な視点で意見が出され、議論を行いましたので、主な意見を記載します。

第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的	
1 基本方針改定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の見直しに当たっては、現在策定中の第7次総合計画と整合性を図る必要がある。また、第7次府中市総合計画の8年間ということが伝わるように記載する。 「本市」ではなく「府中市」にした方が、市民から見て親近感が持てるので、基本方針全体として、「府中市」と記載してほしい。 市民協働都市の宣言や、市民活動センタープラッツが開設されたこと、この8年の協働の取組や成果だけでなく、従来から文化センターを拠点として活動してこられている方々の取組も「協働」であるということを明記する。 「基本方針は基本的な考えを示すものであるため、大がかりな修正は行わず、現状と差異が生じている部分を修正する」と説明があったが、これは結果であり、見直した結果大幅な修正になったということもあり得るのではないか。
2 基本方針を定める目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民の定義が第2章に出てくるので、「市民」などと省略するのではなく、各主体を列挙した方がよい。
第2章 市民協働の定義と主体	
1 市民協働の必要性	
2 市民協働の定義	<p>(1) 市民の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民」とは、住民だけでなく、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体のほか、教育機関、事業者を含みます」と定義する。 <p>(2) 市民協働の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前の基本方針では、本文中は全て「協働」で統一されているが、府中市では、市と市民の協働だけでなく、市民同士の協働も含めて「市民協働」と呼んでいる。それが他市と比較して、府中市の特徴的な部分であると思うので、「市民協働」の文言について定義を行う必要があるのではないか。ただし、これにより全て「市民協働」に変更するのではなく、基本方針全体の、市民協働と記載すべきところを再確認してほしい。 協働の定義には「地域課題の解決や社会的な目的の実現」と書かれているが、これは協働の目標ないし目的であり、これだけでは具体的な目標になっていない。例えば、どこかに、「誰にとっても住みよいまち府中市を実現する」といった、より具体的な目標を掲げると、協働の目標がイメージしやすくなる。 「政治活動、選挙活動、宗教活動及び公益を害する活動は除きます」に「主たる目的とするもの」を加えた方がよい。また、「主たる目的」の範囲について、特に政治活動については、特定の候補者や政党を推す活動が除外されるのは当然としても、選挙に関心を持ってもらうための活動は認められるべきではないか。

3 市民協働の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働事業を実施する主体は、次の協働の原則を尊重」は、「協働事業を実施する主体は、次の6つの原則を尊重」の方がよい。
4 市民協働の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の主体の一つである「市」については、単に「市」と表記するのではなく、「行政の担い手である市」などと表記した方が、市の役割が明確になるのではないかと。
5 中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織が協働の主体の一つか、あるいは別のものなのかを明確にした方がよい。 ・中間支援組織を新たに記載するのであれば、具体的に「プラッツ」の名前を入れた方がイメージしやすくなる。 ・「上記いずれかの機能を有する全ての主体が含まれます。」としてしまうと、機能を持った全ての主体が中間支援組織だということになるが、主体ごとに性質や背景、活動目的は異なるので、「中間支援組織の役割を担うことがある」といった表現に変更した方がよい。
第3章 市民協働における役割分担と効果	
1 各主体の特性と役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体の記述内容は、特性のみで、役割分担についての記述が不足しているため、追記する必要がある。 ・各主体の役割における「期待されます」という表現は、より積極的な表現がよい。特に、目的型活動団体については、目的を持って活動しているので、能動的な表現がよい。一方で、必須であるといった表現は適切ではない。 ・市民（個人）の特性として、文頭に「市民は、当事者として地域の課題を見出すとともに、個々に培ってきた経験、知見、柔軟な発想力や機動力をいかすことにより、課題解決の担い手ともなり得ます。」などと追記する。
2 中間支援組織の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織は、市や市民との間だけでなく、市民同士の間にもあるので「各主体の間」にあって役割を担うことを明記する。
3 市民協働の主な効果	<p>(1) 市民（個人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を始めなければ、「出会い」、「生きがいづくり」「機会の拡大」は生まれないので、文頭に「地域や社会の課題解決のため、自主的に地域活動などに取り組むことにより、」などと追記する。
第4章 市民協働の手法と形態	
1 市民協働の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「市」は、他の主体と異なる特別な主体ではなく、「対等な協働の主体」の一つであるため、「市との協働の形態」ではなく、「市民協働の形態」とした方がよい。 ・例えば、後援だと、市が名を連ねることで、信用付与の効果があるなど、それぞれの形態について、期待できる効果についても記入し、分かりやすくしてほしい。

2 市民と市との関係性と協働の領域	<p>【図4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(従前の図では)協働事業の領域と形態が併記されているが、市民主体の領域にある「補助、後援、協賛」は、活動の主体は市民だが、補助や後援、協賛等の行為を行うのは市ということなので、分かりにくい。また、同一の表のなかで、市が主語のものと市民が主語のものが混在しているため、分かりにくい。 ・この図は、分かりやすく協働事業の分類と市民と市との関係を一つの図にしていく、意欲的な図だと思う。Win-Winと言われているが、5割ずつでなければその言葉が成立しないということではなく、当事者両方に得られるものがあるという意味では、場合によっては、1割と9割であってもWin-Winとなる。この分類自体がWin-Winであれば、対等であり、ケースによっては金銭面の補助はできるが、マンパワーは出せない場合もあれば、両方出せる場合、マンパワーしか出せない場合など、様々な協働の形態があると思うので、図の表し方を工夫できると良いと思う。
3 市民と市との協働に適している事業	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の基本方針では、公金支出等について特筆されており、府中市における協働事業の評価や選考においても、予算や支出内容について議論されていたので、その点に触れる必要があるのでは。
第5章 府中市が目指す市民協働の姿と今後の方向性	
<p>【図5-1～3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各主体間の様々な協働の形があることを表す。 ・中間支援組織を加えた分かりやすい関係図を記載する必要がある。 	
1 市民協働に関する効果的な意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働に参加する市民の層、年齢層はもっと厚みを帯びていく必要がある。 ・市民協働の活動が手軽にできるといったところを、もっと丁寧に訴えていき、参加者や関わる人を増やしていくことが課題。 ・いかに若い人や学生、子育て世代を巻き込んでいくかが、将来のよりよい、住みよいまちをつくるうえで必要だと思うので、若い人等を巻き込む仕組みが重要だと思う。 ・広く若い世代やお子さんなどにも協働が小さい頃から根付くような仕組み作りなどができると面白い。
2 職員の協働に関する実践力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対しては「意識啓発」を用い、職員に対しては「意識向上」では、市民から反感をかう可能性があるため、市民を「意識醸成」とするか、職員を「意識改革」とするなど、表現のレベル感を変えた方がよい。 ・サブタイトルや本文冒頭の「職員」について、主体を明確にするため、「市の職員」と記載する。 ・職員に対して庁内連携の必要性を訴求するため、全庁体制で取り組むことを記載する。 ・縦割りではなく、横のつながりで連携を上手くできれば良いと思う。 ・「従来の固定観念にとらわれない」を追記する。 ・「社会的インパクトマネジメント」は市民には難しすぎる言葉だと思うので、平易に「それらが社会にどのような影響や効果を与えるか考慮して解決までの道筋を立て、課題解決に取り組むことができる職員を育成します。」などとした方がよい。

3 市民協働の拠点としての市民活動センタープラッツや文化センターの活用	
	<ul style="list-style-type: none"> ・プラッツの説明だけでなく、コミュニティ協議会、各地域文化センターの役割についても丁寧に説明する必要がある。
4 多様な主体同士の連携の拡充	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「知り合う」では抽象的すぎるので、「市民等が各々目指している将来のビジョンや現在の活動内容とその進捗状況・特性などを共有し、理解し合えるよう、SNS上での情報提供などを含めて知り合える機会を創出します。」などと具体的にする。 ・企業との協働について、「多くの活力に満ちた企業を擁する府中市として、CSR（社会的責任）の考えのもと、社会貢献活動に積極的に取り組む企業と地域の課題解決のための協働を推進します。」などと記載するとよい。 ・すでに実績が蓄積されている大学との協働連携の一層の強化などについて、追記する必要がある。 ・地域課題を解決するうえで、課題を共有することの重要性を追記する。
5 市民協働を促進する環境の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との協働は「府中市らしい協働」を実現するための大きなテーマの一つになるものにも拘らず、「公平性・公正性」をいきなり最前面に出すのは消極的に感じる。 ・提案型協働事業について、もっと広めるとか進めていくといったことを書いた方がよい。
6 コーディネート機能の拡充	
	<ul style="list-style-type: none"> ・協働サポーターについては、知識の会得だけでなく実践経験も条件に入れた方がよい。
7 市民協働の取組の進行管理と条例の検討	
	<ul style="list-style-type: none"> ・条例については、平成29年度に当会議にて検討を行った結果、継続審議とし、第6次総合計画の成果を踏まえて再検討することとなっている。
用語集	

IV 参考資料

1 府中市市民協働推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進会議の委員)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 公共的団体の代表者 4人以内
- (3) 市民との協働を推進している民間企業の構成員 1人
- (4) 府中市市民活動センターの利用の登録をしている団体の代表者 2人以内
- (5) 公募による市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 推進会議の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年1月24日から施行する。

2 府中市市民協働推進会議委員名簿

(敬称略：五十音順)

No.	氏名	選出団体等	備考
1	青山 亨	学識経験者	副会長
2	大島 雅章	公募市民	
3	岡本 彰子	多摩信用金庫	
4	小林 広和	府中市市民活動センター登録団体	
5	隆 宗男	コミュニティ協議会	
6	田中 研二	府中市社会福祉協議会	
7	藤江 昌嗣	学識経験者	会長
8	藤間 利明	府中市市民活動センター登録団体	
9	丸山 美佳	公募市民	
10	森村 彩代	むさし府中商工会議所	
11	山岡 法次	自治会連合会	

任期：令和3年5月14日から令和5年5月13日まで

3 府中市市民協働推進会議検討経過

回数	開催日	主な検討内容
第1回	令和3年 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の伝達、委員自己紹介、正副会長の選出、諮問 ・ 会議の公開について ・ 市民協働推進会議の開催予定について ・ 提案型協働事業の評価について ・ 部会の設置及び部会員の配置について ・ 府中市文化センターあり方検討協議会委員への推薦について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて
【部会】 提案型①	6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度提案型協働事業報告会
第2回	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度協働事業等調査結果について ・ 市民協働推進行動計画の進捗状況について ・ 提案型協働事業選考部会の検討状況について ・ 令和4年度提案型協働事業の応募状況等について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて
【部会】 提案型②	8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度提案型協働事業公開プレゼンテーション及び審査
第3回	8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度府中市協働事業評価結果答申（案）について ・ 令和4年度提案型協働事業選考結果答申（案）について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し答申（案）について
第4回	9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度府中市協働事業評価結果答申（案）について ・ 令和4年度提案型協働事業選考結果答申（案）について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し答申（案）について

4 府中市協働事業等評価制度実施基準

(目的)

第1 府中市市民協働推進行動計画に基づき、協働事業の効果をより一層高めていくため、協働事業等評価の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価対象)

第2 協働事業等評価の種類は次のとおりとする。

(1) 協働事業評価

原則として市民と市が実施する協働事業については、全て評価の対象とする。

ただし、評価は協働事業をより良いものに成長させるために行うものであることから、協働事業実績調査等の結果を踏まえ、市が積極的に推進していく事業等を中心とする。

(2) 市民協働推進行動計画評価

推進方策に位置付けられている各種取組についても、原則として、毎年度、進捗状況を把握し、府中市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）に報告する。

(協働事業評価の方法)

第3 協働事業評価の方法は次のとおりとする。

(1) 自己評価

ア 協働事業の当事者は、別に定める自己評価用のチェックシート（振り返りシート）を用い、協働事業の効果や成果等について、評価を行うものとする。

イ 実施時期として、原則、協働事業が終了した際に行うものとする。

ただし、協働事業の実施期間が長期にわたる場合は、事業終了後に限らず、事業実施前や事業実施の中間時など、事業の実施形態等を踏まえ、必要に応じて効果的な時期に実施するものとする。

(2) 相互評価

ア 協働事業の当事者は、それぞれ行った自己評価を持ち寄り、評価が異なる項目の原因分析や改善点、課題の抽出等について意見交換を行ったうえで、別に定める相互評価用のチェックシートを用い、事業を振り返り、評価を行うものとする。

イ 実施時期として、協働事業の当事者同士が、効果的かつ効率的に協働事業を振り返ることができる時期に行う必要があることから、原則として協働事業の終了時に行うものとする。

なお、自己評価同様、長期にわたる場合については、必要に応じて、

効果的な時期に行うものとする。

ウ 協働事業を実施した課においては、相互評価用のチェックシートを、協働推進課に提出するものとする。

(3) 第三者評価

ア 推進会議が、協働事業に対する信頼性と市民の参加意欲の向上を図るとともに、より客観的に課題を把握し、検証結果を今後の取組に生かすため、評価を行うものとする。

イ 第三者評価を実施するに当たり、より一層、協働に係る市職員の意識の高揚を図るとともに、各事業について、事業の目的や内容を正しく理解しながら、市民協働の推進に関する基本方針に基づく協働の手法を適切に取り入れているか等を踏まえて評価・検証を行う必要があることから、協働事業の当事者と推進会議の委員による意見交換会を実施した後、推進会議において評価を実施するものとする。

ウ 実施時期として、第三者評価の結果が可能な限り次年度の予算に反映できるよう、PDCAサイクルの観点から、事業終了後の翌年度に実施するものとする。

(その他)

第4 この基準に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

この基準は平成28年4月12日から施行する。

付 則

この基準は平成30年4月1日から施行する。

③事業終了段階

平均値 0.0 合計点 0 / 15

評価

8	対等の原則や相互理解の原則を踏まえ、お互いに対等な立場で率直な意見交換を行い、情報共有を図りながら事業を進められましたか。	
9	対等の原則や相互理解の原則、自主性尊重・自立化の原則を踏まえ、お互いの特性や立場の違いを理解し、お互いの強みや得意分野を、どのようにしたらいかし合えるかを相談しながら取り組むことができましたか。	
10	対等の原則を踏まえ、相手に任せっきりにせず、お互いが役割を自覚して事業の進捗状況についてチェックを行い、必要に応じて修正しながら取り組むことができましたか。	
特記事項		

■事業の成果

総合評価		評価 (合計)	0 (自由記入欄)
		(平均)	0
事業評価	目標達成度	(自由記入欄)	
	対象者満足度	(自由記入欄)	
	予算や人的資源規模	(自由記入欄)	
協働で実施した成果	事業実施者満足度	(自由記入欄)	
	相乗効果は得られたか	(自由記入欄)	
中間支援組織等事業協力者の役割と協力による効果			
協働して良かったことや協働で事業を実施するに当たって工夫したこと。			
協働で事業を実施するに当たって課題となったこと。			
今後協働事業を行うに当たって取り組んだ方がよいこと・改善したいこと。			
その他自由記入欄			

府中市協働事業 相互評価シート(振り返りシート)

事業名称			
事業実施者			
出席者		シート作成者	
中間支援組織等事業協力者			
事業目的			
事業内容			
事業目標			
役割分担	※ 役割分担表を添付してください(書式は自由です。)		

5段階で評価してください。

5 = 十分に達成された(80%以上)

2 = あまり達成されなかった(20%~40%)

4 = ほぼ達成された(60%~80%)

1 = 達成されなかった(20%以下)

3 = 課題があるもののおおむね達成された(40%~60%)

N = 評価項目として適当ではない

①事業計画段階

	市民 (平均)	市 (平均)	評価
目的共有の原則、対等の原則、相互理解の原則、自主性尊重・自立化の原則等協働の原則を踏まえて実施ができましたか。 (特筆すべき点や工夫した点などがあればご記入ください。)			

②事業実施段階

	市民 (平均)	市 (平均)	評価
情報共有を図りながら、互いの強みや得意分野等をいかしながら実施ができましたか。 (特筆すべき点や工夫した点などがあればご記入ください。)			

③事業終了段階

	市民 (平均)	市 (平均)	評価
情報共有を図りながら、互いの強みや得意分野等をいかしながら実施ができましたか。 (特筆すべき点や工夫した点などがあればご記入ください。)			

■事業の成果

総合評価		評価 (合計)	0	(自由記入欄)
		(平均)	0	
事業 評価	目標達成度	(自由記入欄)		
	対象者満足度	(自由記入欄)		
	予算や人的資源 規模	(自由記入欄)		
協働で 実施した 成果	事業実施者満足 度	(自由記入欄)		
	相乗効果は得ら れたか	(自由記入欄)		
中間支援組織等事業協力者の役割と協力による効果				
協働して良かったことや協働で事業を実施するに当たって工夫したこと。				
協働で事業を実施するに当たって課題となったこと。				
今後協働事業を行うに当たって取り組んだ方が良いこと・改善したいこと。				
その他自由記入欄				

府中市協働事業 第三者評価シート

事業名称	
事業実施者	
事業目的	
事業内容	
事業目標	

1 評価結論	
2 事業について	
3 協働の広がりの可能性	
4 意見交換会を踏まえて	
5 まとめ	

【評価の結論】 A:協働事業として適切で優れていると評価できる。

B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。

C:協働事業としておおむね適切であるが、一部改善の必要がある。

D:協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。

E:協働事業としては不十分であった。

6 府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱

平成27年2月27日
要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、府中市市民提案型協働事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、府中市補助金等交付規則(昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」とは、多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力することをいう。

2 この要綱において「市民提案型協働事業」とは、地域の課題や社会的な課題の解決に向けて市民と市とが連携・協力して取り組む事業であって、市長の募集に応じ、市民が提案するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること。
- (2) 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
- (3) 適正な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の規定による処分を受けていないこと又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条に規定する者が実施する市民提案型協働事業であって、その具体的な効果が期待できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの

- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 施設等の整備を目的とするもの
- (5) 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの
- (6) 学術的な研究に関するもの
- (7) 地域住民の交流行事その他の親睦を目的とするもの
- (8) 国、地方公共団体等から補助を受けるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象となる事業として不適当と認めるもの

2 補助対象事業は、原則として単年度で完了するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師等への謝礼金
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 会場等の使用料又は賃借料
- (7) 会場の舞台装置その他の設備の設置費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

(交付の要望に伴う手続)

第7条 市長は、規則第3条の規定による補助金の交付の要望を受けたときは、当該要望をした者に対し、公開の場で当該要望に係る市民提案型協働事業の内容について発表する機会を与えるものとする。

2 市長は、前項に規定する要望に係る市民提案型協働事業の具体的な効果の検討に際し必要があると認めるときは、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）別表に規定する府中市市民協働推進会議に意見を聴くことができる。

(補助金の請求)

第8条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第2項に規定する通知を受けた後に、請求書を市長に提出することにより当該決定された額を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(実績報告の時期)

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後30日以内に行わなければならない。

(精算)

第10条 規則第11条の規定による実績報告を行った交付決定者は、補助対象事業の実績に基づき算出した補助金の額が第8条第2項の規定により交付を受けた補助金の額を下回るときは、その差額を返還しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年10月23日要綱第78号)

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

7 提案型協働事業審査基準

審査項目		審査の視点	得点
地域課題・市民ニーズ分析		地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	/10
先駆性		新しい視点と創意により組み立てられた、先駆的な事業か。	/5
事業の妥当性	公共性（公益性）	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わることがふさわしい事業であるか。	/10
	具体性	事業内容や実施方法は、具体的かつ現実的に考えられているか。	/5
	目標・成果設定	事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。	/5
	費用対効果	費用対効果の視点に立った検討がされているか。	/5
事業成果	事業の発展性・将来展望	事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性があるか。	/5
	市民力の向上	多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。	/5
協働の必要性	必要性	課題解決のために協働という手法が必要か。	/10
	役割分担	団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。	/5
	効果	課題解決のために協働で事業を実施することによって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。	/10
実現可能性	実施能力	事業を遂行する能力（事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制など）があると認められる団体か。	/5
	相互理解	団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことができる事業となっているか。	/10
	予算の適当性	実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。	/5
	プレゼンテーション能力	提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。	/5
合 計			100